

鹿島水路の管制基準と運用方法

管制船と管制対象船の大きさの変更

- ① 管制船の大きさが、これまでの「**総トン数15,000トン以上の船舶**」から、「**全長190m以上の船舶**」に変更されます。（油送船については、これまでどおり「総トン数1,000トン以上」で変更はありません。）



- ② 管制対象船の大きさが「**総トン数1,000トン以上**」から「**全長70m以上**」に変更されます。ただし、総トン数1,000トン未満の船舶は、全長70m以上であっても管制対象船から除外されます。

船の大きさに応じた行き会い管制の受付手順

- ① 管制船の入出航予定は、茨城海上保安部 MICS（沿岸域情報提供システム）で確認することができます。

URL : <http://www6.kaiho.mlit.go.jp/ibaraki/kashima/safety.htm>

- ② 管制船の入出航が予定されている時間に水路での行き会い（管制）を希望する船舶（管制対象船）は、事前に、直接または代理店等を通じて下記のいずれかの手段で、鹿島海上保安署港内交通管制に申し込んでください。

◆ 電話 : 0299-92-2602 ◆ FAX : 0299-92-2602

◆ 電子申請 : Sea-NACCS ◆ VHF : CH16、CH12 呼び出し名称「かしまこうないほあん」

- ③ 申込みを受けた港長は、管制船と管制対象船の水路内での行き会いの可否について判定します。

その結果は、**AISメッセージ**により通知されます。

管制対象船は、**AISメッセージ**を確認のうえ、水路を航行してください。

船の大きさに応じた行き会い管制の実施条件

管制船と管制対象船の航路内での行き会いは、次の条件下で行います。

ア．AIS 情報が港内交通管制で正常に確認できていること

イ．管制対象船の全長 l [m] が次の条件式を満たすこと

$$l \leq 760 - 3 \times L \quad (L : \text{管制船の全長 [m]})$$

ウ．午前 11 時から午後 3 時までの時間帯であること

エ．気象は、風速 12m/s 未満、かつ、視程 1 海里以上であること

オ．管制船が油送船以外の船舶であること

※港長が危険と判断した場合は、上記条件を満たしていても水路航行が認められない場合があります。

お問い合わせ先

鹿島海上保安署 港内交通管制 電話 : 0299-92-2602